

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税1)(法人税:義、所得税:外) (地方税1)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置</p> <p>(2) 対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの</p> <p>《要望の内容》 当該特例措置を2年間延長すること</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48</p>
5	担当部局		環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成31年4月1日～令和3年3月31日
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度から措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、令和2年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。なお、令和2年度税制改正において、損金算入可能な限度額について、令和2年3月31日までは都道府県知事による通知額の100%であったが、令和2年4月1日から都道府県知事による通知額の60%となることとなった。
8	適用又は延長期間		2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保の促進。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 廃棄物・リサイクル対策の推進</p> <p>4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</p> <p>4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる。また、維持管理積立金の未積立の割合がどのように変化をしているかを年度ごとに比較する。達成すべき目標については、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする。</p> <p>さらに、大規模災害や外国政府による使用済みプラスチック等の輸入規制により、国内の廃棄物の処理量の一定程度の増加が見込まれるにもかかわらず、最終処分場の設置件数は減少し続けている。こうした現状に対応すべく、本特例措置によって最終処分業者の財務上の負担の軽減を行うことで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を行う。測定指標には一般廃棄物と産業廃棄物最終処分場の残余年数を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準(20年分)を維持する。(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)また、平成30年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.6年と上記計画内の目標(20年分)を達成しているものの、上記計画における達成年度は、あくまで令和4年度時点であるため、当該目標年度に達成状況を判断すべきである。</li> <li>● 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。(なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。)(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)また、平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標(10年分)を達成しているものの、目標年次を経過したことから、上述のとおり増大傾向にある廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。</li> </ul>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後で</p>

			<p>も、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋め立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減し、もって最終処分場の適切な維持管理を促進する。</p> <p>加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性や、廃棄物の埋立てを行うという特殊性から、元来住民の忌避感、不信感が強く、新規設置又は容量拡大のための社会的合意形成が極めて困難であるにも関わらず、大規模災害の発生等による国内の廃棄物の処分量の増加が見込まれることから、新設や拡張が強く求められている。</p> <p>については、維持管理積立金によって、最終処分場の円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を図る。</p>
10 有効性等	① 適用数	平成 30 年度 適用件数 174 件	
		令和元年度 適用件数 177 件	
		(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」)	
	② 適用額	平成 30 年度 適用額 35 億円	
		令和元年度 適用額 37 億円	
		(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」)	
	③ 減収額	令和元年度 700(百万円)	
		(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」令和元年度)を基に試算した減収額(実績推計)より)	

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>特例措置の適用により、維持管理積立金の積立て件数と金額は、平成 30 年度には 687 施設 6,833 百万円、令和元年度には 677 施設 7,687 百万円、令和2年度には 647 施設 7,410 百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成 30 年度には 56 施設 1,833 百万円、令和元年度には 53 施設 992 百万円、令和2年度には 48 施設 560 百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。</p> <p>上記の積立て状況から、維持管理積立金の残高は、平成 30 年度には 104,287 百万円、令和元年度には 110,982 百万円、令和2年度には 117,831 百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>当該特例措置により未積立ての件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。実際に、平成 26 年度以降、未積立て件数が総通知件数に占める割合は 3%未満と低い割合に収まっている。また、平成 23 年度には全体 3.84%あった未払いの件数が、平成 30 年には 2.28%に減っている。</p> <p>なお、平成 23 年度から平成 30 年度にかけて当該特例措置の利用率は増加している。両者のデータの間には相関関係があり、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与していることがわかる。</p> <p>また、本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。加えて、引き続き本特例措置が適用された法人に対するアンケート調査を通じて、本特例措置の効果や減額された納付税額の使途などを聴取するなどして、本特例措置の直接的な効果を把握する。令和元年度に行ったアンケート調査では、本特例措置の効果として、最終処分場の適切な維持管理に寄与したとの回答が約6割、維持管理積立金の無理のない積み立てに寄与したとの回答が約5割であった。また、減額された納付税額の使途は設備維持費が9割以上、人件費が約4割であった。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>維持管理積立金が適切に積み立てられなかった場合、最終処分業者が埋立終了後に収入が無くなった時点で、処分場の適正な維持管理ができなくなる可能性がある。</p> <p>最終処分場の維持管理ができない場合には、不適正処理や不法投棄等の発生により、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならなくなる恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。また、最終処分場の設置に関し、国が最終処分業者の維持管理積立金の積立てを支援しなければ、住民の忌避感や不信感を払拭すること</p>

			ができず、最終処分場の十分な受け入れ量の確保がなされない恐れがある。その場合、埋立てられない廃棄物について、不適正処理や不法投棄等がされ、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならなくなる恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置：</p> <p>1. 一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p> <p>2. 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業</p> <p>上記予算措置は公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の適正化事業に対して必要に応じて財政支援を行うものである。最終処分場の適正な維持管理の支援を目的とした事業である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p> <p>産業廃棄物処分場についても埋立終了後に維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、処分場の立地する自治体の生活環境の保全に貢献するものである。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月